

令和4年度

第1回川口市学校給食運営審議会

日 時 令和4年6月30日(木)
午後1時30分開会
会 場 川口市役所第一本庁舎
602・603会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付
- 3 挨拶
 - (1)教育長
 - (2)副会長
- 4 自己紹介
- 5 議 事
 - (1) 令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画
 - (2) 令和4年度川口市学校給食実施状況報告
 - (3) 学校給食における食物アレルギー対応について
 - (4) 物価高騰による学校給食費の対応について
- 6 閉 会

令和３年度事業報告

1 第１回学校給食運営審議会

- (1) 期 日 令和３年１１月４日(木)
- (2) 場 所 元郷学校給食センター２階 会議室
- (3) 内 容
 - 委嘱書交付
 - 令和２年度事業報告及び令和３年度事業計画
 - 令和３年度川口市学校給食実施状況報告
 - 学校給食における食物アレルギー対応について

2 第２回学校給食運営審議会

- (1) 開催方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面により開催
- (2) 内 容
 - 学校給食全般について
 - 単独調理場方式・共同調理場方式について
 - 給食費について
 - 食物アレルギー対応について
 - 学校給食における学校への要望について

令和4年度事業計画（案）

1 第1回学校給食運営審議会

- (1) 期 日 令和4年6月30日（木）
- (2) 場 所 川口市役所第一本庁舎602・603会議室
- (3) 内 容
 - 委嘱書交付
 - 令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画
 - 令和4年度川口市学校給食実施状況報告
 - 学校給食における食物アレルギー対応について
 - 物価高騰による学校給食費の対応について

2 第2回学校給食運営審議会

- (1) 期 日 令和5年2月頃
- (2) 場 所 市内小学校または中学校
- (3) 内 容
 - 学校施設・食指導等見学
 - 給食試食（児童・生徒との交流給食）

<教育委員会>

1 学校数・食数 (児童・生徒・教職員) R4.5.1現在

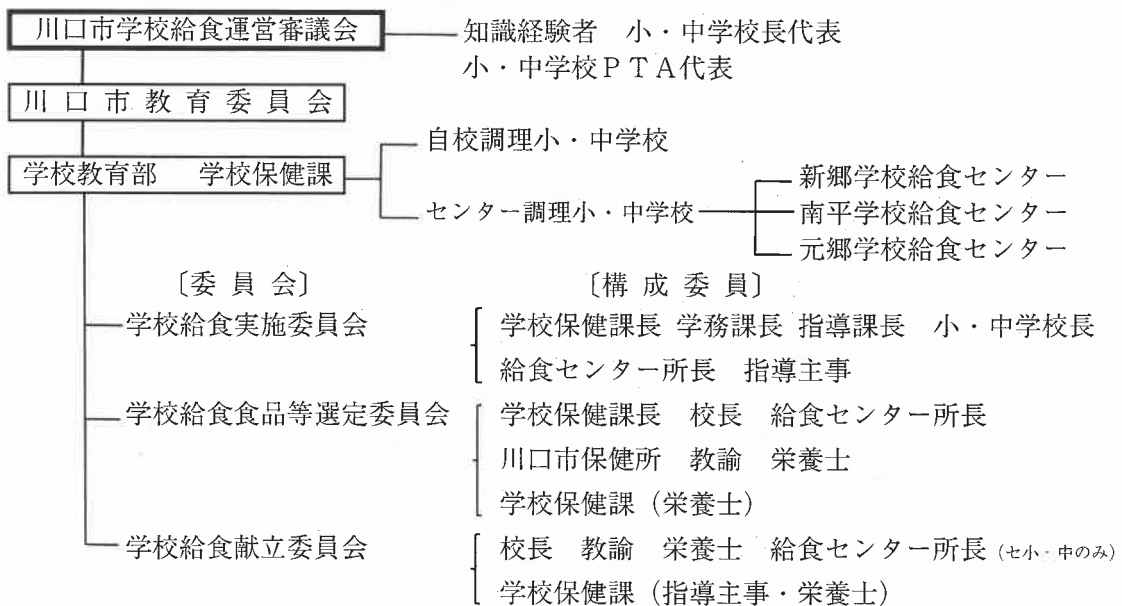
	小学校		中学校		合計		
	学校数	食数	学校数	食数	学校数	食数	
自校調理校 (単独調理場)	26	17,501	3	1,734	29	19,235	
学校給食センター (共同調理場)	26	13,671	23	12,777	49	26,448	
内訳	新郷学校給食センター	6	3,462	6	3,801	12	7,263
	南平学校給食センター	9	4,351	7	3,884	16	8,235
	元郷学校給食センター	11	5,858	10	5,092	21	10,950
合計	52	31,172	26	14,511	78	45,683	

※陽春分校：0食 (ミルク給食)

2 学校給食関係職員 (委託・会計年度任用職員を含む) R4.5.16現在

	所長	事務職員	栄養教諭	栄養士	調理員	給食員	配送員	ボイラー	合計	
自校調理校 (単独調理場)	—	—	7	22	185	—	—	—	214	
学校給食センター (共同調理場)	3	4	5	10	145	79	26	3	275	
内訳	新郷学校給食センター	1	1	2	2	30	校※に各配	6	1	43
	南平学校給食センター	1	1	1	4	35	置送	7	1	50
	元郷学校給食センター	1	2	2	4	80		13	1	103
合計	3	4	12	32	330	79	26	3	489	

3 川口市学校給食運営組織



- ・ 自校調理小学校献立委員会
- ・ センター調理小学校献立委員会 (新郷・南平センター、元郷センター)
- ・ 中学校献立委員会 (新郷・南平センター・自校調理中学校、元郷センター)

4 給食実施回数・給食費（保護者負担分）

区 分	年間回数	年 額	1食単価
小学校	1年生	178回	42,369円（3,895円×10ヶ月+4月分3,419円）
	2～6年生	180回	42,845円（3,895円×11ヶ月）
中学校	1・2年生	180回	50,215円（4,565円×11ヶ月）
	3年生	174回	48,541円（4,565円×10ヶ月+3月分2,891円）
			238円 (完全給食分)
			279円 (完全給食分)

5 給食費の補助

- (1) 学校給食費 …パン包装紙代（1食当たり 3円）
バラ包装紙代（1枚当たり12円）
- (2) 学校給食扶助費…準要保護児童生徒給食費補助（年間給食費額を限度とする実績補助）

6 食品の購入

- (1) 基本食品（パン、めん、米飯）及び牛乳
 - ① 本市が（公財）埼玉県学校給食会と契約して購入します。
 - ② （公財）埼玉県学校給食会が指定した業者が直接学校に納入します。
- (2) 一般食品
 - ① 「献立委員会」で承認された献立（食品）を、青果物、食肉類、豆腐類に関して、市内業者等で任意に作った協力会等と契約しています。
 - ② 上記①以外の食品は、業者から見積もり及び見本品を提出させ、それを基に「食品等選定委員会」で決定します。
 - ③ 業者は、指定された日時に各自校調理校と各学校給食センターに食品を納入します。

7 食品代金の支払い

平成23年度からの公会計化に伴い、学校保健課で食材の一括発注を行い、各業者へ代金を支払います。

【令和3年度 学校給食用食品取扱金額】

・ 自校調理小学校	738,467,229円
・ センター調理小学校	603,684,337円
・ 中学校（陽春分校含む）	708,062,591円
合 計	2,050,214,157円（保存食材料費等を含む）

8 学校における食育の推進

- 指導主事による学校訪問（通年で実施、本年度は小学校13校、中学校6校）
 - ・「食に関する指導の手引-第二次改訂版-」の内容の周知徹底
 - ・学級活動、教科等の授業における食に関する指導の参観及び指導助言
 - ・学級担任と栄養教諭等が連携した授業についての指導助言
 - ・特色ある学校給食の実施についての指導助言
 - ・給食時間の参観、指導教諭との研究協議
 - ・食に関する指導の全体計画の確認と助言
- 教職員研修「食に関する指導推進研修会」の実施（8月実施予定）
 - ・講義、演習「ふり返り」を重視した食に関する指導
- 給食主任会（4月に実施済）において、給食主任の役割、食育の推進、食物アレルギー対応についての周知

議事（3）学校給食における食物アレルギー対応について

資料3

1 学校における食物アレルギー対応に関わる検討委員会の設置（令和元年度より）

（目的）

学校における食物アレルギー対応に関する課題を把握し、支援体制の充実を図ることを目的として設置

（事業）

- ①学校における食物アレルギー対応を推進するための課題の整理、検討
- ②学校における食物アレルギー対応を推進するためのその他の取組

（委員）

学校保健課長	1名	センター調理校	栄養教諭	1名
小学校長	1名	自校調理校	養護教諭	1名
中学校長	1名	センター調理校	養護教諭	1名
自校調理校	栄養教諭	1名	計	7名

2 川口市立小中学校における食物アレルギー対応マニュアルの施行（令和3年度より）

- 本市における嚴重な食物アレルギー対応における基本方針

【学校給食における食物アレルギー対応の大原則】

- ◎食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。
そのためにも、安全性を最優先とする。
- ◎食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ◎「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ◎安全性確保のため、原因物質の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ◎学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- ◎教育委員会等は食物アレルギーの対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

- 学校給食において使用・提供しない食物について

微量でも重篤なアレルギー症状を引き起こしやすい「そば」「落花生（ピーナッツ）」「アーモンド」「カシューナッツ」と、新規発症の原因となりやすい食べ物の一つである「キウイフルーツ」「くるみ」「やまいも」は、学校給食では使用しないこととする。
また、「あわび」「いくら」「まつたけ」「非加熱卵を使用している商品（マヨネーズ・タルタルソース・ドレッシング等）」も追加する。

その他、「ピーカンナッツ」「ピスタチオ」「ブラジルナッツ」「ヘーゼルナッツ」「マカダミアナッツ」については、今後も提供しない。

○ おかわりについて

食物アレルギーのある児童生徒におけるおかわりについては、下記の通りとする。

	アレルギーのない児童生徒	アレルギーのある児童生徒	
対象の範囲・条件等		原因食物が市統一で給食に使用しない食材	原因食物が給食に使用する食材
おかわりの対応	可 能		不可能（通年）

○ アレルギー代替デザートについて

学校へ直送されるデザートのうち、原材料に特定原材料である「小麦」「卵」「乳」を含むものを対象に代替食の提供を行う。

原則として、学校生活管理指導表に基づき、前記アレルギーを有する児童生徒のみを対象とする。そのため、代替食については、特定原材料に準ずるものを含む場合がある。

【アレルギー代替デザートの提供事例】

通常のデザート	アレルゲン	代替のデザート	アレルゲン
ヨーグルト	乳	グレーゼリー	無し
クリスマスケーキ	小麦・卵・乳・大豆	米粉のケーキ	大豆
カスタードプリン	卵・乳	りんごゼリー	りんご
シューアイス	小麦・卵・乳・大豆・ゼラチン	レモンゼリー	無し

3 アレルギー・アナフィラキシー対応研修会の開催（令和元年度より）

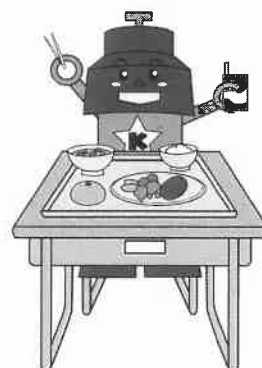
（目的）

国や県の最新情報を伝達するとともに、より安全・安心な学校給食を提供するために、各学校における食物アレルギー・アナフィラキシー対応の推進を図る。

（対象）

小・中学校・高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭等

※ 今年度に関しては、令和4年11月下旬に開催予定。



川口市学校給食運営審議会条例

[昭和53年3月30日]
[条例第57号]

(設置)

第1条 学校給食の正しい普及と充実を図るため、川口市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、学校給食の運営に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 小、中学校長
- (3) 小、中学校PTA関係者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該事項に関係を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(幹事)

第10条 審議会に幹事若干人を置き、教育委員会がその職員のうちから任命する。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長、委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育局において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

川口市学校給食運営審議会 委員名簿

委員氏名	4条該当号	役 職 名	備 考
しまねけんた 嶋根謙太	1号	学校法人嶋根学園 川口しらぎく幼稚園理事長	2.9.4委嘱
やまもりひろゆき 山森裕之	1号	一般社団法人川口市医師会理事	2.9.4委嘱
いとうこうすけ 伊藤公介	1号	一般社団法人川口市歯科医師会理事	2.9.4委嘱
はやしみつこ 林美津子	1号	川口市保健部食品衛生課長	3.9.3委嘱
すずきけいこ 鈴木恵子	1号	川口市食生活改善推進員協議会 芝西支部支部長	2.9.4委嘱
あらいめぐみ 新井 恵	2号	川口市立青木北小学校長	4.6.2委嘱
ささきさゆり 佐々木小百合	2号	川口市立神根東小学校長	2.9.4委嘱
すやまえみこ 須山恵美子	2号	川口市立里小学校長	2.9.4委嘱
おおばまこと 大場 真	2号	川口市立幸並中学校長	4.6.2委嘱
ほしのやすひさ 星野泰久	2号	川口市立芝西中学校長	4.6.2委嘱
みたにきよたか 三谷清隆	3号	川口市PTA連合会副会長 川口市立領家小学校PTA会長	4.6.2委嘱
こばやしまゆみ 小林まゆみ	3号	川口市PTA連合会副会長 川口市前川小学校PTA副会長	4.6.2委嘱
たかはしえみ 高橋 えみ	3号	川口市PTA連合会副会長 川口市立桜町小学校PTA会計	4.6.2委嘱
たかとりかずひろ 高鳥和裕	3号	公募	2.9.4委嘱
うめもとまこ 梅本魔子	3号	公募	2.9.4委嘱

任期…令和2年9月4日より令和4年9月3日まで

物価高騰による学校給食費の対応について

●背景

- ・昨年から続いている食料品価格高騰により、学校給食への影響が出始めている
- ・主食(パン、麺)や牛乳の価格は大幅値上げ、副食料費(おかず、果物)を減額して対応
- ・給食の材料費は保護者負担、それ以外の経費(調理施設、人件費、光熱水費、運搬費等)は市が負担

●給食費の変遷

(1食あたり,円)

	S50	S54	S56	H3	H10	H22	H26
小学校	137	154	178	208	220	232	238
中学校	170	188	214	244	260	272	279

●物価上昇による不足額(見込み)

【小学校】 1食 238円 → 270円 (+32円)

※月額 3,895円 → 4,418円 (+523円) ※年額 42,845円 → 48,600円 (+5,755円)

【中学校】 1食 279円 → 320円 (+41円)

※月額 4,565円 → 5,236円 (+671円) ※年額 50,215円 → 57,600円 (+7,385円)

●不足額(見込み)の内訳

- ・平成 26 年の価格改定は消費税率改定によるものであり、物価上昇分を見積るにあたっては平成 22 年の単価を基準とする。
- ・牛乳、主食は埼玉県学校給食会の定めた単価
- ・小学校の副食費は H22 の価格に食料の消費者物価指数上昇分 1.156 を乗じた額
- ・中学校の副食費は H22 の価格に食料の消費者物価指数上昇分 1.156 を乗じ、令和 3 年の学校給食摂取基準改正により、鉄、ビタミン C、食物繊維の摂取基準変更相当分として 5 円を上乗せ。

【小学校】

(単位:円)

	牛乳	主食	副食	合計
H22	44.74	45.22	142.04	232.00
R4	53.49	52.32	164.20	270.01

【中学校】

(単位:円)

	牛乳	主食	副食	合計
H22	44.74	62.79	164.47	272.00
R4	53.49	71.90	195.13	320.52

●保護者負担軽減措置

- ・令和 4 年度は下半期相当額、約 1 億 4,800 万円を保護者に負担を求めずに、市費または、地方創生臨時交付金(国庫補助)で負担することについて調整中

■資料

1 給食費の構成 【牛乳代＋主食代（ごはん、麺、パン）＋副食代】

(1) 牛乳と主食は（公財）埼玉県学校給食会の単価で購入している。

令和4年度 牛乳：53.49円

主食：小学校 52.32円、中学校 71.90円（主に使用する物の平均）

(2) その他の食材は各給食用物資取扱指定業者へ見積依頼をし、学校給食食品等選定委員会で見本品の確認や試食等を行ったうえで、「価格・見た目・味・安全面・調理作業」の観点から協議をし、決定している。

2 主食価格の推移

(単位：円)

	H22	H26	R1	R2	R3	R4
牛乳(小中共通)	44.74	50.20	53.01	53.21	53.13	53.49
白飯(小)	46.50	48.69	51.40	52.09	51.34	50.22
地粉うどん(小)	45.21	45.92	48.94	49.79	57.00	59.12
コッペパン(小)	39.03	40.86	43.35	47.37	47.85	50.09
白飯(中)	66.43	69.56	73.44	74.41	73.34	71.74
地粉うどん(中)	55.04	55.54	59.29	60.29	68.68	71.41
バターロール(中)	65.23	68.19	71.18	75.06	75.82	79.23

3 使用頻度の高い給食食材価格推移

(単位：円)

	R1	R2	R3	R4
ししゃもフリッター	28	38	39	40
さばの辛味焼き	52	54	56	58
厚焼きたまご	27	27	27	30
薄力粉(1kg)	163	175	190	228
中華ドレッシング(300ml)	205	205	215	255

4 消費者物価指数の推移（さいたま市）

	H22	H26	R1	R2	R3	R4.3
穀類	1	1.035	1.149	1.133	1.117	1.163
魚介類	1	1.143	1.319	1.285	1.347	1.378
肉類	1	1.044	1.137	1.145	1.177	1.195
乳卵類	1	1.018	1.059	1.032	1.032	1.022
野菜・海藻	1	0.994	1.050	1.066	1.044	1.085
果物	1	1.064	1.229	1.293	1.296	1.342
食料	1	1.054	1.128	1.132	1.138	1.156